



就労継続支援B型事業  
平均工賃月額の算定式の提案について

# 1. 平均工賃月額算定式の検討に係る確認事項

## 【提案の条件】

### ① シンプルな仕組みであること

・ 全国一律の仕組みとなることから、“事業所がミスをしない”、“事業所の負担にならない” 形を検討する。

### ② 現状の算定式の課題がクリアされて、その算定式の根拠が具体的に説明できること

## 【現状の算定式の課題】

- ① 利用時間が少ない方を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低くなる。
- ② 利用日数が少ない方を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低くなる。
- ③ 高工賃の利用者が退所すると平均工賃月額が低くなる。
- ④ 新規利用者が多いと平均工賃月額が低くなる。

## 【検討の結果（提案する算定式）】

課題を解決するための新たな算定式の提案

〔算定式案〕  $\text{年間工賃支払総額} \div (\text{延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12\text{月}$

## 2. 提案内容の整理

【〔1〕課題を解決するための新たな算定式の提案】

**年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ※ ÷ 12月**

<条件ごとの整理>

◆条件①：シンプルな仕組みであること

→複雑な計算式があるわけではないため、仕組みはシンプル。

◆条件②：現状の算定式の課題がクリアされて、その算定式の根拠が具体的に説明できること

→クリアできる課題は、課題②（利用日数が少ない方を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低くなる）。

<提案理由①>

○現行の報酬の算定式：報酬単価 × 延べ利用者数 × 10円

→Aさん20日利用…20日分、Bさん10日利用…10日分（ベースは日単位）

○現行の平均工賃月額の算定式：年間工賃支払総額 ÷ 年間工賃支払対象者総数

→Aさん20日利用…1人、Bさん10日利用…1人（ベースは月単位）

○提案算定式：年間工賃支払総額 ÷ 延べ利用者数 × 年間開所日数 ÷ 12月

→Aさん20日利用…20人、Bさん10日利用…10人（ベースは日単位）

<提案理由②>

現行算定式は、平均工賃以下の利用者が月途中で退所すると平均工賃月額が高くなり、平均工賃以上の利用者が月途中で退所すると平均工賃が低くなる形となっている。提案算定式は日額ベースのため、実態を最も反映していると考えられる。

計算のベースを合わせる

## 2. 提案内容の整理

### 【〔1〕課題を解決するための新たな算定式の提案】

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

#### (5) 「前年度の平均値」

→①基準第186条（第199条において準用される場合を含む。）（就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。

この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

## 2. 提案内容の整理

### 【〔1〕課題を解決するための新たな算定式の提案】

### 平均工賃月額額の算定式の検討に係るアンケートの集計結果

No	主たる障害	定員数	(1) 報酬区分 【現状・除外なし】	(2) 報酬区分 【現状・除外あり】	(3) 報酬区分 【新提案・除外なし】	(4) 新提案同士の比較 【左：除外なし 右：除外あり】	
1	身体(聴覚)	40	①	① →	1,971	① → 3,738	
2	身体(聴覚)	34	②	② →	106	② → 1,601	
3	身体・知的・精神	40	③	③ →	47	① ↑2 13,220	
4	身体・知的・精神	30	②	② →	79	② → 4,102	
5	精神	71	③	② ↑1	1,370	② ↑1 11,330	
6	精神	20	③	② ↑1	4,529	① ↑1 19,710	
7	精神	20	⑦	⑦ →	296	⑤ ↑2 8,814	
8	精神	10	⑧	⑧ →	0	⑦ ↑1 7,056	
9	精神	10	①	① →	798	① → 2,847	
10	精神・発達	27	⑦	⑦ →	228	③ ↑4 16,771	
11	知的	10	②	② →	177	① ↑1 8,309	
12	知的	40	③	③ →	0	② ↑1 4,642	
13	知的	40	⑤	⑤ →	84	⑤ → 2,468	
14	知的	30	③	③ →	0	② ↑1 3,599	
15	知的	45	④	④ →	0	③ ↑1 1,506	
16	知的	20	⑤	⑤ →	0	④ ↑1 4,362	
17	知的	20	①	① →	0	① → 3,861	
18	知的	30	①	① →	1,147	① → 13,641	
19	知的	20	①	① →	146	① → 3,339	
20	知的	14	⑤	⑤ →	68	⑤ → 1,444	
21	知的	10	⑥	⑥ →	738	⑤ ↑1 1,463	
22	知的・身体・精神	40	②	② →	0	② → 2,932	
23	知的・精神・身体	20	①	① →	874	① → 8,791	
24	知的・精神・身体	10	⑤	③ ↑2	6,777	③ → 9,564	
25		20	③	② ↑1	4,217	① ↑1 13,153	
				差分平均	946	差分平均	6,891
						差分平均	787

#### アンケートからわかること

※現状算定式の除外項目では  
“反映しきれない課題”がある。

※提案算定式では、利用日数が  
少ない方を多く受け入れている  
事業所の課題解決ができる  
(現行の除外要件を無くしても  
影響は小さい)。

平均工賃月額区分	
①	45,000円以上
②	35,000円以上45,000円未満
③	30,000円以上35,000円未満
④	25,000円以上30,000円未満
⑤	20,000円以上25,000円未満
⑥	15,000円以上20,000円未満
⑦	10,000円以上15,000円未満
⑧	10,000円未満

	(1) 報酬区分 【現状・除外なし】	(2) 報酬区分 【現状・除外あり】	差分 平均	(3) 報酬区分 【新たな提案・除外なし】	差分 平均	(4) 報酬区分 【新たな提案・除外あり】
合計(②-⑧)	19件中	4件変化	985円	14件変化	7,160円	1件変化
②	4件中	変化なし	91円	1件変化(1アップ)	4,236円	変化なし
③	6件中	3件変化(1アップ)	1,694円	6件変化(1、2アップ)	10,942円	1件変化(1アップ)
④	1件中	変化なし	0円	1件変化(1アップ)	1,506円	変化なし
⑤	4件中	1件変化(2アップ)	1,732円	2件変化(1、2アップ)	4,460円	変化なし
⑥	1件中	変化なし	738円	1件変化(1アップ)	1,463円	変化なし
⑦	2件中	変化なし	262円	2件変化(2、4アップ)	12,793円	変化なし
⑧	1件中	変化なし	0円	1件変化(1アップ)	7,056円	変化なし
①(参考)	—	—	823円	—	6,036円	変化なし

※(2),(3)は(1)からの変化を示している。(4)は(3)からの変化を示している。

# (参考) これまで提案した算定式

## 【これまで提案した算定式】

令和2年度には、B型事業における基本報酬は、将来的には従前の人員配置と定員で決定される仕組みに戻すことも要望。

### <令和2年度 要望内容>

- 平均工賃月額が低い事業所の中には、障害特性等により利用日数や作業時間が少なくならざるを得ない方を多く受け入れている事業所も存在します。そういった事業所が不利にならないよう、平均工賃月額の算出式から除外できる現行の要件に加え、サービス等利用計画で利用日数の制限や短時間の作業時間が妥当とされ、かつ、作業時間が事業所の所定作業時間の50%未満となる利用者を平均工賃月額の算出式から除外できるようご検討ください。

$$\frac{\text{利用者個人の作業時間(月)}}{\text{事業所の所定作業時間(月)}} \times 100 \rightarrow \begin{array}{l} 50\% \text{未満} \\ \text{(算定式から除外)} \end{array}$$

### <令和元年度 要望内容>

#### 工賃に反映されない支援に対する評価

- 基本報酬が1日当りのサービス提供への評価として支給されていることを踏まえると、(平均工賃月額に限らず)利用者の“働く”ことの保障と生活の質を高めることへのサービス提供にも一定の評価が必要であると考えます。平均工賃月額や一般就労移行実績以外の評価軸についても、継続的な検討をお願いいたします。

### <平成30年度 要望内容>

- 今回の報酬改定によって、平均工賃月額に応じた基本報酬設定となりますが、(3)で述べた通り、工賃額が低くなる主な要因は利用日数が少ない利用者の存在にあります。事業趣旨からすればそのような方も積極的に受け入れるべきであり、重度の方を多く受入れている場合に基本報酬算定時の平均工賃月額に2,000円を加える措置のみではなく、平均工賃月額の算出方法自体の見直しや選択制の導入も必要であると考えます。現行の算出方法では、通院や体調不良等の理由で利用日数が少なくならざるを得ない方も含めた平均月額となってしまいますので、そうした方も含めて平準化された金額が割り出せる以下の算式の導入をご検討ください。

$$\text{年間工賃支給総額} \div \text{1年間の延利用人数} \times \text{年間開所日数} \div \text{12か月}$$



# (参考) 現状の算定式

## 【現状の算定式】

ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。

月の途中で利用開始又は終了した者に関しては、当該月の工賃支払対象者から除外する。また、B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者から除外する。

イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。

月の途中で利用開始又は終了した者に関しては、当該月の工賃総額から除外する。また、B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃総額から除外する。

ウ) (イ) ÷ (ア) により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。

※重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ) ÷ (ア) により算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。

## ※算定式から除外できる要件

○人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者が就労継続支援B型を利用している又はする場合についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことは困難であると考えられるため、就労継続支援B型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外する。

○サービス利用途中において、通年かつ毎週引き続き通院する必要がある利用者についても、実際に通院が始まった月の計算から除外する。ただし、これらの利用者について、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外せずに計算することも認められる。

\*これらの場合、通年かつ毎週、通院しているかの確認には、医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の写しなど継続的に通院していることが把握できるものを事業所に提出させることとする。

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4 (平成30年7月30日) 問2】

○月の途中において、入院又は退院した利用者については、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出することとなっている。

○月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により長期(連続して1週間以上)に渡って利用できなくなった者については、利用ができなくなった月から利用が可能となった月までは、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出することとする。

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4 (平成30年7月30日) 問3】

# (参考) 現状の算定式の課題をクリアするための算定式 (検討履歴)

## 【検討した算定式1】

### 年間工賃支払総額 ÷ 定員 ÷ 12月

- ※定員 > 現員の場合 (補足: 分母が大きくなるため、事業所としては不利)、就労移行支援事業の定着率の分母 (補足: 定員) に合わせて“定員のみ”としている。
- ※定員超過利用減算があるため、意図的に定員を減らすモラルハザードは起こりにくい。

(クリアできる課題) 課題②

#### <条件ごとの整理>

- ◆条件①: シンプルな仕組みであること  
→複雑な計算式があるわけではないため、仕組みはシンプル。
- ◆条件②: 現状の算定式の課題がクリアされて、その算定式の根拠が具体的に説明できること  
→クリアできる課題は、課題② (利用日数が少ない方を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低くなる) のみ。  
→分母に定員数を利用する根拠が合理的に説明できるか?  
※定員割れしている事業所にとっては、納得感がないのではないか。

#### 参考) 就労移行支援事業の状況

利用者数 ÷ 定員数 (定員充足率) 令和元年度社会就労センター実態調査  
・ B型事業…99%、A型事業…96%、移行支援事業…60%



# (参考) 現状の算定式の課題をクリアするための算定式 (検討履歴)

## 【検討した算定式2】

### 年間工賃支払総額 ÷ 工賃支払対象者数 (年間 / 常勤換算)

※事業所ごとの所定利用時間や利用日数を“1”として、常勤換算の工賃支払対象者数を算出し、その人数に基づいて平均工賃月額を算定する。

(対処できる課題) 課題①、②

#### <条件ごとの整理>

◆条件①：シンプルな仕組みであること

→常勤換算の工賃支払対象者数の算出が複雑になる可能性がある。

◆条件②：現状の算定式の課題がクリアされて、その算定式の根拠が具体的に説明できること

→クリアできる課題は、課題① (利用時間が少ない方を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低くなる)、課題② (利用日数が少ない方を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低くなる)。

ただし、課題①と課題②を両方クリアするためには、1月の総所定利用時間をベースに常勤換算する必要がある。

→現状の算定式の大きな課題は、“利用者の働いている時間”を考慮していないこと。事業所にとって、公平な仕組みとするためには、“利用者の働いている時間”を考慮する必要がある。

# (参考) 現状の算定式の課題をクリアするための算定式 (検討履歴)

## 【検討した算定式3】

### 年間工賃支払総額 ÷ 利用現員数 ÷ 12月

※社会保険の算定基礎届 (標準報酬月額(社会保険料の算定基礎)が実際の報酬額と離れないように実施する見直し作業で提出する届出書)に合わせて、利用日数(支払基礎日数)が17日未満の者を除く(短時間利用者は利用日数(支払基礎日数)が11日未満)

短時間利用者:

(1) 1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満

(2) 1カ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満

→ (1)、(2)のいずれか、もしくは両方を満たす場合で、次の5要件すべてを満たす者

- ・週の所定労働時間が20時間以上あること、雇用期間が1年以上見込まれること
- ・賃金の月額が8.8万円以上であること、学生でないこと
- ・特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めていること

なお、厚生年金保険の被保険者数が501人未満の法人・個人の適用事業所であっても、労使合意に基づき申出をした場合は、任意特定適用事業所となる。

(対処できる課題) 課題②

<条件ごとの整理>

◆条件①: シンプルな仕組みであること

→通常利用で除外する方を特定する必要がある。短時間利用者を特定したうえで、除外する方を特定する必要があり、仕組みが複雑になる可能性がある(短時間利用者の基準の検討も必要)。

◆条件②: 現状の算定式の課題がクリアされて、その算定式の根拠が具体的に説明できること

→クリアできる課題は、課題②(利用日数が少ない方を多く受け入れている事業所の平均工賃月額が低くなる)。

なぜ、社会保険の算定基礎届の仕組みを準用するかの説明は難しい?

# (参考) 現状の算定式の課題をクリアするための算定式 (検討履歴)

## 【検討した考え方】

### ○短時間利用者の問題を解決するために時給を基本で計算式を考える。

(対処できる課題) 課題①

### ○平均工賃月額算定式から一部の方を除外して計算する。

※上下何%かをカットして平均工賃月額を計算する。

※計算式から除外できるケースを検討する(サービス等利用計画の段階で短時間利用になる利用者(長時間就労できない利用者)を確定する。別な方法(医師の意見書等)も検討が必要。

(対処できる課題) 課題①、②、④

※社会保険の加入要件の考え方を短時間利用者を算定基準に導入し、ある一定条件の短時間利用者を算定式から除外してもらう。

(対処できる課題) 課題①、②